(傍線の部分は改正部分)

改正条	
(自然海浜保全地区内における行為で届出等を要しないもの)	(自然海浜保全地区内における行為で届出等を要しないもの)
に掲げるものとする。第八条 条例第六条第四項第四号の規則で定める行為は、次の各号	に掲げるものとする。第八条 条例第六条第四項第四号の規則で定める行為は、次の各号
 (略) 行として行う行為 十一条第八項第一号の規定による県立自然公園の公園事業の執広島県立自然公園条例(昭和三十四年広島県条例第四十一号)第よる国立公園事業、同法第十六条の規定による国定公園事業又は一 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第十条の規定に 	二 (略) 執行として行う行為)第十一条第八項第一号の規定による県立自然公園の公園事業の又は広島県立自然公園条例(昭和三十四年広島県条例第四十一号よる国立公園の公園事業、同法第十条の規定による国定公園事業一 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第九条の規定に